

# 鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 【日程】

参加表明書等の提出期間	令和4年7月19日（火）～7月29日（金）午後5時
質問の受付期間	令和4年7月19日（火）～7月25日（月）正午
質問への最終回答日	令和4年7月27日（水）
提案資格確認結果の通知	令和4年8月2日（火）まで
提案書等の提出期間	令和4年8月3日（水）～8月23日（火）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和4年8月30日（火）
審査結果の通知	令和4年9月上旬（予定）

## 1 業務の説明

### (1) 業務名

鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務目的

本業務は、次期鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画を策定するにあたり、市民アンケートを実施し、障がい者（児）の実態、市民の障がい者福祉に関する意識等を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的とする。

### (3) 業務内容

鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務仕様書のとおり。

### (4) 履行期間

契約締結日から 令和5年3月31日

### (5) 見積限度額

3,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

### (6) 業務担当

担当課 鳴門市福祉事務所社会福祉課

担当者 大家

住 所 772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

連絡先 電話 088-684-1145

FAX 088-684-1337

Eメール shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp

## 2 プロポーザルへの参加

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人であることとする。

- ① 次のア又はイに該当する者
  - ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている競争入札参加の有資格者で営業品目に「T104 世論調査」又は「U799 その他 計画策定等」があること。
  - イ 上記アに該当しない者で「別紙①」に示す物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続き中である者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続き中である者でないこと。
- ⑤ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑧ 平成29年度から令和3年度までの期間において、地方公共団体の障がい者計画、その他福祉各分野に関する計画の策定に係る支援業務、又は当該計画に関するアンケート調査業務の実績を有していること。
- ⑨ 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。

### (2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、令和4年7月29日（金）午後5時までに、次の書類を、持参または郵送にて、提出するものとする。

また、参加資格を確認するため、別途関係書類の提出を求める場合がある。

#### ① 提出書類

- ・ プロポーザル参加表明書（様式1） 1部
- ・ 地方公共団体との前項第8号に掲げる計画の策定に係る支援業務又はアンケート調査業務委託契約書の写し 1部
- ・ 別紙①に記載の書類 1部（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要。）

なお、プロポーザル参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式2）を提出すること。

② 提出方法

持参または郵送（配達の記録が残る方法に限る。）

なお、郵送による場合は、電話にて、受付の確認を行うこと。

③ 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時必着

④ 提出先

「1(6)業務担当」宛て

### 3 質問及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和4年7月19日（火）から7月25日（月）正午まで

② 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、電子メールにより、質問文書（Microsoft Wordにより作成すること。様式は任意）を添付し、「1(6)業務担当」宛てに提出すること。

なお、送信後、電話にて、着信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、本市公式ウェブサイトにおいて、隨時、公表し、令和4年7月27日（水）までに、全ての質問に対する回答を公表する。なお、質問に対する回答をもって、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とする。

### 4 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和4年8月2日（火）までに、通知する。

なお、本通知が令和4年8月3日（水）正午時点においても届かない場合は、必ず「1(6)業務担当」に問い合わせすること。

### 5 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書10部（正本1部、副本9部）

② 会社概要調書（様式4）10部

③ 業務実績及び配置予定技術者調書（様式5）10部

④ 見積書（様式6）及び見積内訳書10部（正本1部、副本9部）

見積内訳書は任意様式とし、人件費、事業費など、見積金額の積算内訳が分かるように記載すること。

**(2) 提案書の作成方法及び記載内容**

提案書は「鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務に係る提案書（様式3）」を表紙とし、提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

**① 作成方法**

ア 提案書は、A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判サイズも可とするが、A4判サイズに折り込むこと。

イ ページ数は提案書表紙（様式4）を除いて、20ページ（片面刷り）以内とし、ページ番号を付しておくこと。なお、A3判サイズを折り込んだ場合は、2ページと勘定する。

ウ 文字サイズは、10.5ポイント以上を基本とする。

エ その他、文章、図表などを用いて、簡潔明瞭に記載すること。

**② 記載内容**

本業務の仕様書の内容を十分、踏まえた上で、概ね以下の内容を記載すること。

なお、本プロポーザルの審査やプレゼンテーション等は提出書類のみで行うこととするため、その旨に留意して作成すること。また、作成に当たっては、別記「鳴門市障がい者福祉の概要」をご参考にしていただきたい。

**ア. 実施体制**

イ. アンケート調査の考え方及び具体的な内容

ウ. 前回障がい者計画策定時の市民アンケートとの比較

※ 前回の市民アンケート調査集計結果については、本市公式ウェブサイト「障がい者福祉」→「障がい福祉に関する計画」上に掲載しているのでご参考にしていただきたい。

エ. 次年度に予定している計画策定につながる調査方法の方針について

オ. 上記以外についても仕様書に定める内容について提案できるものについては、提案書に盛り込むことを可とする。

**(3) 提出方法**

持参または郵送（配達の記録が残る方法に限る。）

なお、郵送による場合は、電話にて、受付の確認を行うこと。

**(4) 提出期限**

令和4年8月23日（火）午後5時必着

**(5) 提出先**

「1(6)業務担当」宛て

## 6 提案書等の審査及び評価

### (1) 実施日

令和4年8月30日（火）（予定）

### (2) 審査委員会

鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

### (3) 審査及び評価の対象

提出書類（「5(1)提出書類」をいう。以下同じ。）及びプレゼンテーション内容により、審査する。

なお、以下のとおり、プレゼンテーションの実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響などにより、本市がプレゼンテーションを実施できないと判断した場合は、提出書類のみによる審査とする。

### (4) 審査項目等

審査項目		審査基準	配点
大項目	小項目		
事業者の信頼性	① 事業実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できること	10点
提案内容	② 業務実施方針 ・コンセプト	本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実務方針・コンセプトであること	10点
	③ 提案内容の具体性	提案内容や実施方針について、具体的であり実現性が高いものであること	30点
	④ 提案内容の専門性・独自性	提案内容について、専門性や独自性が高く、業務実施に効果的な取組みができること	30点
	⑤ 業務実施体制	業務を継続的・的確に遂行できる体制が確保できていること 配置予定技術者の経験が十分であること	10点
価格	⑥ 見積金額	最低見積金額の参加表明者を10点とする 他の参加表明者は、最低見積金額を当該見積金額で除して得た数に10を乗じた点数（小数点以下切り捨て）とする	10点
合　　計			100点

### (5) プrezentation

#### ① 実施日

令和4年8月30日（火）（予定）※時間等は後日、連絡する。

## ② 実施方法

- ア プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ 20 分以内とする。
- イ プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は 3 名以内とする。
- ウ プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。
- エ プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。
- オ プレゼンテーションは、原則、来庁して行うものとする。
- カ 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明が辞退されたものと見なす。

## (6) 受託候補者の選定方法

以下に掲げるすべての条件を満たした者のうち、審査委員会委員の評点の総合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

また、参加表明者が 1 事業者であっても、審査及び評価を行い、以下に掲げる①の条件を満たした場合には、受託候補者として決定する。

なお、選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が「2 (1) 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次点に選定された参加表明者（以下に掲げる①の条件を満たした者である場合に限る。）を受託候補者とする。

- ① 審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目において、それぞれ 6 割以上の合計点である者
- ② 総合計点が同点数のときは、審査委員会委員が一番高く評点をつけた提案書の数により決定する。それでも同数の場合は、審査委員会委員による多数決により決定することとし、なお同数の場合は委員長の決するところにより決定する。

## 7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対し、9 月上旬に速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は業務名、審査委員会日時及び審査委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目点及び合計点とする。

## 8 契約の締結

### (1) 契約内容

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議し、仕様書等の調整を行い、確定する。

### (2) 契約方法

随意契約

### (3) 委託料の支払方法

業務完了払いとする。

## **9 留意事項**

- (1) 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、業務受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い、責任を持って管理及び廃棄を行う。なお、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (4) 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 別紙①

- 経歴書（様式7）（写し可）
- 印鑑証明書（写し可）
- 登記事項証明書（写し可）・・・法務局が発行するもの。
- 貸借対照表・損益計算書（写し可）・・・申請日の直前2年の各事業年度に関するもの。
- 納税証明書（写し可）
  - ア 市内に本店を有する者  
鳴門市が発行する法人市民税・法人固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
  - イ 市外に本店を有する者で鳴門市の支店・営業所等に、取引に係る権限を委任する者  
鳴門市が発行する法人市民税・法人固定資産税（法人のみ）  
※ 鳴門市の課税分だけで結構です。
  - ウ 市外に本店を有する者で、鳴門市内に支店・営業所がない者  
本店所在地、あるいは委任先を設けた場合にあっては当該委任先についての法人市町村民税・法人固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
- 使用印鑑届（様式8）（原本）
  - (1) 「届出者」欄  
営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入すること。
  - (2) 「使用印鑑」欄  
鳴門市と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印すること。※社判は不可。
- 鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書（様式9）（原本）
- 委任状（様式10）（原本）
  - 鳴門市と契約の締結等につき支店、営業所等に属するものを代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出すること。

## 別 記

### 鳴門市障がい者福祉の概要

#### ○ 身体障がい者手帳

##### ① 年齢区分別

	平成29年度末	令和3年度末
18歳未満	30	23
18歳以上65歳未満	574	520
65歳以上	1899	1762
合計	2503	2305

##### ② 障がい種別

	平成29年度末	令和3年度末
視覚障がい	166	139
聴覚・平衡機能障がい	321	286
音声・言語・そしゃく機能障がい	28	30
肢体不自由	1215	1086
内部障がい	773	764
合計	2503	2305

#### ○ 療育手帳

	平成29年度末	令和3年度末
18歳未満	88	78
18歳以上65歳未満	392	436
65歳以上	61	81
合計	541	595

○ 精神障がい者保健福祉手帳

	平成29年度末	令和3年度末
18歳未満	8	11
18歳以上65歳未満	326	410
65歳以上	99	124
合計	433	545

○ 自立支援医療（精神通院医療）

	平成29年度末	令和3年度末
	840	1008
(再掲) うち、精神障がい者保健福祉手帳所持者	339	451

○ 障がい福祉サービス（利用実人数）

上段：平成29年度 下段：令和3年度

居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護
112	0	15	30	160
105	3	12	33	159
短期入所	療養介護	施設入所支援	共同生活援助	自立訓練(機能訓練)
26	22	97	54	2
16	20	98	60	1
自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	自立生活援助	就労定着支援	就労移行支援
17	14	—	—	25
14	12	0	9	26
就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援給付
41	138	3	4	430
55	144	0	1	467

○ 障がい児通所支援

上段：平成29年度 下段：令和3年度

放課後等デイサービス	児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援
120	114	42	226
192	113	55	291